

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○救急医療機関の認定	(医療政策課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	二
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○土地取用法に基づく事業の認定	(用地課)	三
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	五
○道路の供用開始	(同)	六
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	(会計課)	六
○土地改良事業計画の変更の認可	(北部地方振興事務所)	六
公 告	(環境対策課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告		八
企 業 局		
○教育委員会定例会の開催		一〇
公安委員会		一一

告 示

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

一一

○宮城県告示第九十三号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
平成三十年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
みやぎ県南中核病院	大河原町字西三十八一	平成三十年二月一日	平成三十三年一月三十一日

○宮城県告示第九十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。
平成三十年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四六一五九〇一一九	医療法人鳳珠会まさむね訪問看護ステーション 大崎市古川沢田字筒場浦八十二番イオンタウン古川ショッピングセンター内	医療法人鳳珠会	平成二十九年十二月一日

二 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇九〇〇八五三	デイサービスみんなの家 多賀城市山王字東町浦四番地一	株式会社グリーンファミリー	平成二十九年十一月一日
〇四七二三〇二二四一	通所介護たんぼぼ 栗原市若柳下畑岡大畑三百七十五番地二	株式会社ユーユーホーム	平成二十九年十一月一日

○宮城県告示第九十五号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成三十年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七二一〇〇七九二	結ケアプランセンター 岩沼市藤浪一丁目三番四十九号	株式会社結	平成二十九年十一月一日
○四七二五〇二六一七	居宅介護支援事業所ケアトラス 大崎市鳴子温泉末沢西十一番十七	有限会社トラストファマシ	平成二十九年十二月一日

○宮城県告示第九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定した。

平成三十年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七二〇二二九三八	特別養護老人ホーム石巻花いちもんめ 石巻市鹿又字扇平五十七番地	社会福祉法人慶和会	平成二十九年十二月十五日

○宮城県告示第九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成三十年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護予防訪問看護	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四六一五九〇二一九	医療法人鳳珠会まさむね訪	医療法人鳳珠会	平成二十九年

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇九〇〇八五三	デイサービスみんなの家 多賀城市山王字東町浦四番地一	株式会社グリーンファミリー	平成二十九年十一月一日
○四七二二〇一六七三	リハビリデイサービス咲顔 登米市津山町柳津字本町百五十四番地二	合同会社ソレイユ	平成二十九年十一月一日

○宮城県告示第九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成三十年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二七〇〇一〇三	ツクイ大和 黒川郡大和町吉岡字天皇寺七十八	株式会社ツクイ	平成二十九年十一月三十日
○四七〇三〇〇三二〇	有限会社さくら在宅介護サービス 塩竈市藤倉一丁目二番十一号	有限会社さくら在宅介護サービス	平成二十九年十二月三十一日

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二七〇〇一〇三	ツクイ大和 黒川郡大和町吉岡字天皇寺七十八	株式会社ツクイ	平成二十九年十一月三十日

三 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七二五〇〇一〇八	事業所の名称及び所在地 プロンプター甲斐有限公司 大崎市古川飯川字要害六百 四十九	事業者の名称 社 プロンプター甲斐有限会	廃止年月日 平成二十九年 十一月二十日
〇四七二三〇〇〇七九	J A 栗つこケアサービス相 談センター 栗原市金成沢辺字木戸口五 十	栗つこ農業協同組合	平成二十九年 十二月三十一 日

四 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七二五〇〇一〇八	事業所の名称及び所在地 プロンプター甲斐有限公司 大崎市古川飯川字要害六百 四十九	事業者の名称 社 プロンプター甲斐有限会	廃止年月日 平成二十九年 十一月二十日
〇四七二三〇〇〇七九	J A 栗つこケアサービス相 談センター 栗原市金成沢辺字木戸口五 十	栗つこ農業協同組合	平成二十九年 十二月三十一 日

〇宮城県告示第九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五條の五第二項の規定により、指定介護予防サ
ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成三十年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七二七〇〇一〇三	事業所の名称及び所在地 ツクイ大和 黒川郡大和町吉岡字天皇寺 七十八	事業者の名称 株式会社ツクイ	廃止年月日 平成二十九年 十一月三十日
〇四七〇三〇〇三二〇	有限会社さくら在宅介護サ ービス 塩竈市藤倉一丁目二番十一 号	有限会社さくら在宅介護 サービス	平成二十九年 十二月三十一 日

二 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
-----------	-------------	--------	-------

三 介護予防通所介護

〇四七二七〇〇一〇三	ツクイ大和 黒川郡大和町吉岡字天皇寺 七十八	株式会社ツクイ	平成二十九年 十一月三十日
------------	------------------------------	---------	------------------

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七二二〇一一二八	事業所の名称及び所在地 デイサービスあおぞら槻木 柴田郡柴田町槻木白幡二丁 目四番地一	事業者の名称 みやぎ県南医療生活協同 組合	廃止年月日 平成二十九年 十二月三十一 日
〇四七二六〇〇三〇三	デイサービス鈴乃音 宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字神 明裏三番地の三	有限会社鈴乃音	平成二十九年 十二月三十一 日

五 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七二五〇〇一〇八	事業所の名称及び所在地 プロンプター甲斐有限公司 大崎市古川飯川字要害六百 四十九	事業者の名称 社 プロンプター甲斐有限会	廃止年月日 平成二十九年 十一月二十日
〇四七二三〇〇〇七九	J A 栗つこケアサービス相 談センター 栗原市金成沢辺字木戸口五 十	栗つこ農業協同組合	平成二十九年 十二月三十一 日

〇宮城県告示第百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の
認定をしたので、次のとおり告示する。

平成三十年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 株式会社石巻青果
- 二 事業の種類 石巻青果花き地方卸売市場拡張建設事業
- 三 起業地

- 1 取用の部分 宮城県東松島市赤井字南三地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

- 1 第一号要件 石巻青果花き地方卸売市場拡張建設事業（以下「本件事業」という。）は法第三十条第二十八号に掲げる「卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）による地方卸売市場」に該当する。

- 2 第二号要件 本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

また、本件事業の計画については、取締役会の議決を得ており、本件事業の事業費については、自己資金による予算措置が講じられている。以上のとおり、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められ、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 第三号要件

- (一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

石巻青果花き地方卸売市場（以下「本市場」という。）は、昭和四十七年に公設石巻市青果地方卸売市場として開設され、昭和五十一年に花き部を併設して以来、石巻流通圏の青果・花きの総合拠点市場としての役割を果たしてきた。平成十七年二月には、公設から民設民営市場に転換され、平成二十二年一月から東松島市内に新たに整備した市場施設で開場している。平成二十八年度の取扱金額は年間百八十億円を超え、青果取扱高で全国十位の地方卸売市場となっており、第十次宮城県卸売市場整備計画（平成二十八年七月宮城県策定）では地域における集荷力の強化を図る上での拠点となる地域拠点市場として位置付けられ、なくてはならない公的な役割を果たしている。

第十次宮城県卸売市場整備計画における本市場の配置及び施設整備の計画においては、市場敷地の拡張を含め、市場整備を推進し、経営展望の策定、産地や需要者及び他の卸売市場と連携した集荷・販売活動等の取組による市場の機能強化を目指すこととされている。

しかしながら、現在の施設は、近年の花き等の取扱量の増大に対応できず、生花の一時保管庫、貯蔵庫等が不足している状況にある。そのため、花き部の荷卸作業が駐車場の一部を利用して行われているが、青果部の搬入経路にもなっており、場内動線が錯綜し、安全面での問題が生じている。加えて、駐車場には屋根がなく花き部の荷卸は露天で行われるため、特に炎天下での作業となる場合には品質管理の問題が生じるとともに作業員の安全面、健康面での問題が生じる。

このため、現敷地内での施設整備を検討したが、レイアウトを変更しても不足している荷捌等のスペースや駐車場の確保が困難であること、また、施設を立体化することについては、現状の構造躯体では新たな荷重に対応できないことから、敷地外の土地を取得し施設整備を行うものである。

本件事業の施行により、増加した取扱量に対応した施設となり、効率的で機能的な市場整備に加え、産地や需要者、他の卸売市場と連携した集荷・販売活動等の取組による市場の機能強化が図られ、消費者、生産者さらには地域社会に対する貢献が見込まれる。

また、本件事業の事業計画は、平成二十九年十一月十六日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は当該都市計画と整合しているものである。したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

- (二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）に規定する環境影響評価が義務付けられた事業には該当していない。

そのため、環境分野における既存資料の調査に加え、本件事業の施行が与える影響に関して自然環境調査を行ったところ、本件起業地及び周辺地において、宮城県レッドリスト等に記載のある重要な植物種五種、鳥類二種、両生類一種、昆虫類二種の生息が考えられるとの予測結果を得た。現地調査を行ったところ、該当する種は確認できなかったものの、工事施行においては、土地の改変を最小限に留めることにより生育環境や採餌環境の改変、減少等の影響を小さくし、また、工事期間中、環境保全措置を講じることにより動植物の生育環境及び周辺地域に与える影響は緩和される。

さらに、本件起業地は水田であることから、造成工事を段階的に施行することにより移動能力のある種については本件起業地外への逃避を促すこととしている。

その上で起業者は、本件事業の施行に当たって、工事施行業者に対して大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）や騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）等関連する法律に

定める規則基準を遵守した施工計画を提出させ、本件起業地だけでなく周辺地域も含めた動植物の生息環境への影響の低減を図ることとしている。

なお、本件起業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性について

本件起業地は、地域拠点市場として効率的で機能的な市場整備となるよう敷地面積等を含む敷地条件、本市場へのアクセス等を含む社会的条件、上下水道の整備等を含む土地利用に与える影響、用地取得費等を含む経済的条件を考慮して選定された三候補地の比較検討を行い、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案し決定されている。また、卸売市場敷地として都市計画区域における位置が決定されており合理的なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるときも、(三)で述べたとおり、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

既存施設は、近年の花き等の取扱量の増大による場内動線の錯綜や露天下での荷捌搬送等の対策を講じる必要があり、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。また、石巻花卉商業共同組合からも喫緊の施設整備に関する要望が出されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要性があると判断されるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

東松島市役所（復興政策部復興都市計画課）

○宮城県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 一〇八号

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変 更 の 区 間	
前	後	前	後
大崎市鳴子温泉古戸前八〇番地先から 同市鳴子温泉鬼首柏木原四番一地先まで	九・七 一〇・四・二	一〇・二 一〇・四・二	六、三九八・〇 六、三九八・〇

○宮城県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 石巻鮎川線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変 更 の 区 間	
前	後	前	後
石巻市大原浜京地二番一地先から 同市給分浜羽黒下一五番三地先まで	八・六 六八・二	八・六 六八・二	一、六九〇・〇 一、六九〇・〇

Bは、関係図面に表示する

後	一一・八〇	敷地の区分を
B	八九・二	いう。
	二、一七〇・〇	

○宮城県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 角田山下線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
角田市枝野字北島八七番一地从先から 同市枝野字北島五一番一地从先まで		後	前	一七・七 四一・七	三三〇・八 三三〇・八

○宮城県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	一〇八号	大崎市鳴子温泉古戸前八〇番地先から 同市鳴子温泉鬼首柏木原四番一地从先まで	平成三十年 二月二日

○宮城県告示第百五十五号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のよう

に定める。

平成三十年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「過料」の下に「並びに自動車保管場所証明書交付申請手数料及び自動車保管場所標章交付申請手数料」を加える。

附 則

この告示は、平成三十年二月五日から施行する。

○宮城県告示第百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、真坂土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）計画の変更を平成三十年一月二十五日認可した。

平成三十年二月二日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 高 橋 彰

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 業務名 平成三十年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析等業務
- 仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 契約期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月二十八日まで
- 納入場所 宮城県環境生活部環境対策課

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

と。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 計量法（平成四年法律第五十一号）第七十七条に規定する計量証明の事業（計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）別表第四に規定する「水又は土壌中の物質の濃度に係る事業」）の登録を受けていること。

6 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二二一三三三）へ平成三十年二月十九日（月）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限

平成三十年二月二十八日（水）午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年二月二十八日（水）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十年三月二日（金）から平成三十年三月十二日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成三十年三月十二日（月）午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成三十年三月十三日（火）午前十時

宮城県庁舎十三階 環境生活部会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) Required : Water quality analysis of river and lake 1 set

2 Deadline to Submit Bid : March 12, 2018, 5:00 p.m.

3 Place and Time of Bid Selection : March 13, 2018, 10:00 a.m., Miyagi Prefectural Government building, 13th Floor, Environment and Lifestyle Department Meeting Room.

4 Contact : Akihiko Yamaya, Environmental Measures Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570
Japan, Tel.: 022-211-2666

5 Currency and Language to be Used for the Contracting Process : Japanese and Japanese

yen

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察交通管制センターほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいず

れにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 障害発生時に速やかに復旧対応ができる体制を有していること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一一三三三五）へ平成三十年二月十四日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二一一〇四二九）

2 入札説明書等の交付期限

平成三十年二月十四日（水）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年二月二十八日（水）までに必要書類を作成の上、1あてに提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成三十年三月十四日（水）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてに必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年三月十五日（木）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

5 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の委託料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載

すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 14, 2018, 5:00 p.m.
- 2 Item/Service Required : Service of traffic control system maintenance - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 15, 2018, 10:00 a.m.
- 4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-0429

企業局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年二月二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

一 入札に付する事項

- 1 購入物品 水道用ポリ塩化アルミニウム(単価契約)
 - 2 購入物品の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
 - 4 納入場所 麓山浄水場、中峰浄水場、衡東浄水場、南部山浄水場
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 仕様書第三一(一)イ又は同(二)イにより納入予定の物品が当該仕様に適合していることが確認できること。

6 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇

第一号議案 第三期「学ぶ土台づくり」推進計画について
第二号議案 宮城県指定文化財の指定について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二一〇二二一〇三六二一）

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第3号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年2月2日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

別表第1（第3条関係）
交番の名称及び位置

別表第1（第3条関係）
交番の名称及び位置

警察署名	名称	位置
	(略)	
	南町 交番	気仙沼市南 町四丁目2 番9号
	(略)	

警察署名	名称	位置
	(略)	
	気仙沼中央 交番	気仙沼市本 町一丁目2 番32号
	(略)	

別表第2（第3条関係）

別表第2（第3条関係）

警察署名	名称	位置
	(略)	
	入谷駐在所	本吉郡南三 陸町入谷字 鏡石6番地 4
	(略)	

警察署名	名称	位置
	(略)	
	入谷駐在所	本吉郡南三 陸町入谷字 中の町192番 地9
	(略)	

別表第3（略）

別表第4（第4条関係）

仙台中央警察署～石巻警察署（略）

気仙沼警察署

名称	受持区域
南町 交番	(略)
(略)	(略)

佐沼警察署～亶理警察署（略）

別表第3（略）

別表第4（第4条関係）

仙台中央警察署～石巻警察署（略）

気仙沼警察署

名称	受持区域
気仙沼中央 交番	(略)
(略)	(略)

佐沼警察署～亶理警察署（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中別表第1の改正規定及び別表第4の改正規定は平成30年2月5日から、別表第2の改正規定は同月17日から施行する。